

リーガルテックとは何か

山 本 俊*

抄 録 近年、「リーガルテック (LegalTech)」の領域が注目を集めるようになってきました。新型コロナウイルスの蔓延による影響でテレワークでの働き方が広がり、「脱ハンコ」の流れから導入が進んだ電子契約もリーガルテック領域の代表的なプロダクトの一つです。もっとも、リーガルテックは電子契約に限らず、AIの発展により開発されたAI契約レビューを代表として様々なプロダクトが生み出されています。本稿では、リーガルテックの概念、最新の動向、知財・法務担当者が導入や検討に際して留意するポイントを解説します。

目 次

1. はじめに
2. リーガルテックについて
3. リーガルテックが注目される背景
4. リーガルテックの最新動向、各種リーガルテックの紹介など
5. 知財・法務担当者が留意すべきこと
 5. 1 リーガルテックを活用する上での注意点
 5. 2 業務への付加価値の付け方
6. おわりに

1. はじめに

本稿においては、近年注目を集めるようになった「リーガルテック (LegalTech)」について、電子契約に限らずAI契約レビューやリーガルリサーチのプロダクト等の紹介とリーガルテックの概念、最新の動向、知財・法務担当者が導入や検討に際して留意すべきポイントを解説します。

2. リーガルテックについて

「リーガルテック (LegalTech)」とは「法律 (Legal)」と「技術 (Technology)」を組み合わせた言葉です。類似の概念として先行して発

展しているものとして「金融 (Finance)」と「技術 (Technology)」の組み合わせであるフィンテック (FinTech) や「人事 (Human Resources)」と「技術 (Technology)」の組み合わせであるHRテック (HRTech) などが存在しており、管理部門の効率化にテクノロジーが浸透してきています。FinTech領域においてはクラウド会計やその他に付随するサービスで会計・財務の領域の業務にイノベーションを起こしています。この変化はマーケティング領域や人事・労務領域でも同様に起こっています。他の領域で起こっていたテクノロジーによるイノベーションがやや遅れてリーガルの領域にも登場してきました。

リーガルテックとはAIに限らず、あらゆるテクノロジーを活用した知財・法務向けのサービスのことを指します。一般的に身近になったのは電子契約です。契約書の締結・捺印がオンライン上で済むというのは大変便利です。コロナ禍の下「脱ハンコ」の流れでメディアにも取り上げられて注目されました。

リーガルテックを大まかに分類すると、だい

* GVA TECH株式会社 代表取締役 弁護士
Shun YAMAMOTO

たい7種類となります。

- ①文書作成とレビュー
- ②文書と案件の管理
- ③契約締結
- ④申請と出願
- ⑤リサーチ関連
- ⑥デューデリフォレンジック（データ復元等の証拠調査）
- ⑦紛争解決訴訟

リーガルテック初期に誕生したのは⑤リサーチ関連と⑥デューデリフォレンジックです。少なくとも2000年代はこれらのサービスしかリーガルテックとして存在しませんでした。

2010年代後半頃になってこうした初期のサービスから新しい潮流が生まれました。③契約締結機能を持つ電子契約システムに始まり、AIが絡んだ複雑な機能を併せ持つサービスが登場しました。AIが全てではないですが、AIを絡めることによって様々なサービスの品質が飛躍的に向上したのです。

3. リーガルテックが注目される背景

リーガルテックが注目されだした背景はいくつか存在します。

前提として存在するのが、士業や知財部門・法務部門は大量の定型業務や業務のマンネリ化、形式チェックのような付加価値の低い業務に時間が取られる、業務の見える化ができない、事業部とのコミュニケーションに苦勞する等の課題があり、経営レベルでみた時に高い付加価値が付けられているケースが少ないということがありました。上記の課題は長年解決されずに放置されているような状況でした。

しかし、近年では後述するような複数の要因が重なりあって上記の課題が解決できるサービスが生まれ始めました。

まず技術的な側面で言えばAIの実用化、クラウドサーバの普及が最も大きな影響を与えて

います。また電子契約の普及は技術的な側面ではなく、法改正を含む社会が受け入れる土壌をしっかりと作ったことも大きいでしょう。加えて、日本においては資金面を中心としてスタートアップが成長するための土壌ができてきているのも影響を与えています。近年出現したサービスは弁護士、弁理士、司法書士等の士業が中心となって起業された企業によるものが多くあります。

リーガルテックが注目される背景として、上記のような要因が複合的に重なり合って知財部門や法務部門が実用するに足りるサービスが世の中に提供されて受け入れられ始めていることが挙げられます。

4. リーガルテックの最新動向、各種リーガルテックの紹介など

前述のようにリーガルテックを大まかに分類すると、だいたい7種類となります。個別のサービス名を明言することは避けませんが、動向と特徴についてそれぞれ概要を解説します。

①文書作成とレビューの領域はAIの台頭を中心に近年で最も進化を遂げた領域となります。基本的な機能としては、AIを活用して契約書のリスクポイントをチェックするという機能をベースに契約書の作成やレビューに付随する作業を効率化するようなサービスが提供されています。提供元のリーガルテック企業によって雛形数やレビューのアウトプット、自社のナレッジをどこまで蓄積できるかという点に差異があります。この領域は進化の途上であり、今後さらに機能が追加されていくことになるでしょう。

②文書と案件の管理については古くから自社システムやオンプレミス形態での提供がされていましたが、近年ではクラウド化されて提供されており、今後ますます利用が増えていくでしょう。

③契約締結についてはリーガルテックの火付け役になりました。こちらについては書籍や解説が多くあるため割愛します。

④申請と出願についても商業登記や商標等を中心にサービスが拡大しはじめています。特徴としては知財・法務担当者が活用するというよりは、中小企業の経営者や総務担当者が簡単に活用できるようなサービス設計になっていることです。

⑤リサーチ関連についても判例検索システムについては古くからありました。近年で発展を遂げているのは複数の出版社からライセンス提供を受けた書籍をクラウド上で閲覧できるものです。テレワーク中に書籍を閲覧できないという課題がありましたので、時代の波にも乗って利用者数は増加しています。

⑥デューデリフォレンジック（データ復元等の証拠調査）についても古くから存在しており、引き続き利用がされています。

⑦紛争解決訴訟については現時点では普及が進んでいるサービスはありません。もっとも、裁判所でもMicrosoft Teamsが利用されるようになり、オンラインでの紛争解決を進めようという意思があることに加え、ODR(Online Dispute Resolution) という、裁判によらないオンラインでの紛争解決手段を発展させようという流れがあることから、今後最も注目すべき領域と言えるでしょう。

5. 知財・法務担当者が留意すべきこと

5.1 リーガルテックを活用する上での注意点

様々なリーガルテックのサービスは存在しますが、知財・法務部門がサービスを導入するにあたって問題になることや、導入しても思ったような効果が得られないことがあります。

まずは導入にあたっての注意点を解説しま

す。一番大事なのは自社の課題をしっかりと認識・分析することです。あまり深く考えない典型例としては「目的はとりあえず効率化」「サービスの比較表をもらってとりあえず一番機能が多そうなものを導入する」というものがあります。効率化は確かに大事ですが、多機能なサービスでも自社にとって必ずしも最適という訳ではありませんし、効率化と価格のバランスという費用対効果、将来の開発ロードマップ等を比較した将来像が自社の方向性に合っているかなども重要な視点となります。

比較表も全く無駄ではないですが、機能の単なる量ではなく自社の課題解決にとって必要な機能があるか、課題解決の深さはどの程度あるかとの視点が重要になります。

それでは自社の課題をどのように認識・分析していくのが良いのでしょうか。やや手間ではあるのですが、特定の業務についての業務プロセスを漏れなく書き出す作業をやるべきでしょう。業務プロセスを漏れなく書き出したら、その次はどのくらいその業務に時間がかかっているかを定量的に記載する、これが自社の課題の大きさになります。自社にとって大きな課題をどのくらい解決できるかという視点をもって導入を行うのが重要なため、可能であればトライアルをして想定効果を出すことをお勧めします。

次に導入しても思ったより効果が得られないという点についての対応策を記載します。まずは、利用するメンバーがサービスの利用方法を十分に理解することが重要です。サービス提供元のリーガルテック企業ではカスタマーサクセスというユーザーをサポートする部署があるため、しっかりとサポートを依頼して利用方法をマスターするのが重要です。また、新しいITサービスを利用していくことは人間にとってストレスであり、特に知財・法務担当者はITサービスに慣れていないことが多く、適切な場面があっても利用が億劫になって利用しないケース

もあります。最初は少し強引にでも利用させて慣れさせることは重要なポイントです。あまり例はないのですが、ITサービスの利用を評価に組み込むことも大胆ですが効果はあるでしょう。

最後にITサービスの導入前と導入後の効果を随時検証していくことも重要です。思ったより効果が上がらない場合はその理由を洗い出したり、導入しているITサービスよりも他サービスが良い場合もあるので常に乗り換えは選択肢に入れるべきでしょう。

5. 2 業務への付加価値の付け方

私自身もスタートアップを支援する法律事務所を経営する立場として思うのが、士業や知財・法務担当者は想像以上に雑務や定型業務に追われていて業務時間の大半を費やしているという現実です。より付加価値の高い業務を行おうとしても、そこに費やす時間がなければそれを行うことは不可能です。前述したように、まずはITサービスによって現在の雑務や定型業務を圧縮することが全てのスタート地点です。では、もし現在の雑務や定型業務を圧縮することができれば何ができるでしょうか。

私はAIやテクノロジーでは創出できない法律業務や、士業および知財・法務担当者が作り出す付加価値については無限の可能性があると考えていますので、この点について少し触れます。

全ての人意識するかどうかは別として、生活やビジネス活動はすべて法的な規制の下にあります。業法規制の下、適法に行える業務と行えない業務の線引きがあったり、契約書の条項を活用することによって企業のビジネスとしての意思をより明示的に実効性あるものに変えることもできます。大袈裟ではなく、企業活動の全てに法律が関わっているのです。

また、士業や知財・法務担当者は業務の性質上様々な部門から相談を受けることが多く、他の部門と比較して相対的に機密情報に接する場

面が数多くあります。これらの相談を基に事実を整理したり、間違いの許されない回答を繰り返すことで、経営に対してもっと役に立つポテンシャルが磨き上げられていきます。また、士業や知財・法務担当者の個々人の仕事の姿勢によりますが、経営判断やビジネス判断に役立つアドバイスを法務の観点から行っている場面が多いはずで

す。これらの経験から士業や知財・法務担当者は会社として意思決定する場面における重要な事実や意見を多角的に集約して整理する力を磨くことができます。また、その過程で法律が意思決定の重要な要素となることもあり、士業や知財・法務担当者が意思決定における主役になることがあります。

法律が意思決定の重要な要素となる場面は、業種・業態や会社がどのくらい新規事業に挑むかに大きく依存します。事業の根幹に業法の規制のように法律が関わる度合いが大きければ大きいほど、士業や知財・法務担当者が意思決定の主役になることができます。

例えば、東南アジアを中心に配車サービスを展開している「Grab」は、弁護士が経営幹部として政府との交渉やロビイングを行い、各国での規制法の壁を乗り越える活動をしています。そのため、リーガルが事業継続に大きな要素を占めており、相応のリソースを割いて対応しています。

日本でも財務の最高責任者であるCFOはCEOの右腕として経営陣に入っていることは当たり前になっています。あらゆるビジネス活動の結果として最終的には資産に現れますし、キャッシュフローが止まると企業活動も止まってしまいます。そのため、CFOは企業の重要なポジションを担っています。

CFOと比べて法務の責任者(CLO)は一般的には会社全体のポジションとしては、CFOよりワンランク下の組織図に入ることが多いとい

えます。しかし、知財・法務担当者のポテンシャルを最大限に発揮すれば、会社のリスクの軽減はもちろん、コンプライアンスを背景とした会社としての業務フローの整備、法律を経営判断の軸とした新規事業の加速など、より会社に対して付加価値を提供できる場面は多くなり、企業内での法務のポジションを上げることができるはずです。

そうすることで、CLOがCFOと並んでCEOと共に経営陣に加わるべき状況が作られます。

6. おわりに

以上のとおり、本稿では、リーガルテックの

概念、最新の動向や導入のハードル、導入が成功した際の知財・法務担当者の付加価値の出し方について解説しました。リーガルテックは近年になって注目されはじめたこともあり、まだ発展途上ですが日進月歩で進化しているため、今後が注目される領域です。

注 記

山本 俊「人工知能とこれからの仕事～法律業務AI開発記～」(株式会社カナリアコミュニケーションズ, 2021年)

(原稿受領日 2021年12月14日)

